

Q

会社で上司から言葉でひどいことを言われ続け、会社に出勤することもいやになりました。会社や上司に対して、パワハラとしてその責任を追及したいと考えているのですが、言葉で言われるパワハラですので、なかなか証拠がありません。どうしたらいいのでしょうか？



A

上司のパワハラの言葉をこっそり録音することになります。裁判や交渉でモノをいうのはやはり証拠ですが、口頭で言われたことは記録に残らず、証拠とすることができません。そこで、会話の相手方に知らせないで録音することが考えられますが、無断録音は注意を要します。

会話は双方の信頼関係の上に自由になされるものであるのにそれがこっそり録音されたとなると、相手方は信頼を裏切られ、その人格が踏みにじられたこととなります。そして、相手方の人格権を侵害したとして慰謝料等の損害賠償請求の対象になりますし、裁判で証拠として使うこともできません。しかし、例外的に会話の相手方の信頼や人格権よりも重要なことがあるとして許される場合があります。

上記の言葉によるパワハラの場合、言葉であるために証拠は残りません。他方で、被害者は加害者から正に被害を受けている場面であり、その加害行為を証明するためには録音しかありません。加害者は加害責任があり、無断録音もやむをえません。

次に加害者との交渉の場面では、交渉の記録を正確に残す必要があり、交渉ですので問題事項以外に私的事項が出てくることは通常ありません。他方、加害者は加害責任を追及される場面であり、やむをえない部分があります。ただ、この場合は加害場面よりもかなり微妙になってきます。

しかし、被害者が有利な証拠を得ようとして加害者との雑談の場面无断録音するような場合は、いくら加害責任があるといってもだまし討ちのようになり、しかも雑談には私的事項も含まれることから、加害者の人格権を侵害することになり、慰謝料等の対象になり、裁判の証拠としても使えません。

弁護士

あなたのほっと安心 応援団

交通事故、相続、離婚など、人生には思いがけない出来事がおこります。まずは相談することがトラブル解決の第一歩。初回相談(30分)は無料。あなたのほっと安心を応援します！

弁護士 大川 正二郎
弁護士 永尾 竹則
弁護士 鳥飼 亜由美

大川・永尾法律事務所 (佐賀県弁護士会所属)
佐賀市白山1丁目4番28号佐賀白山ビル1階
AM9:00~PM5:30(時間外の対応は応相談)
休/土・日曜日・祝日・年末年始・お盆(左記期間の対応は応相談)
<http://okawa-nagao-lawoffice.jp> ☎ 0952-25-5432

